

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、当社がグループ全体のコーポレートガバナンス、経営の基本方針とそれに基づく戦略の立案を担いグループの事業会社がこれを執行していく体制としています。グループとしてお客様、株主、従業員等のステークホルダーからの負託に応え持続的な成長・企業価値の向上を実現するために、経営の監督により透明性・公平性の確保を担保しつつ迅速果敢な意思決定と業務執行を行うことを基本方針としています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

##### [補充原則4-2-1]経営陣の報酬とインセンティブ

当社の経営陣の報酬については、固定報酬(月額)に加え、経常利益を主とする各事業会社の事業成績に連動する報酬(賞与)を構成要素とし、各役職に応じた報酬体系としております。今般、指名・報酬諮問委員会を設置し、企業としての競争力強化の観点から客観性・透明性を確保した上で、経営陣の報酬体系の水準・構成を自社株式と連動したインセンティブを含めたものにするべく整備・再設計を開始いたしております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

##### [原則1-4]政策保有株式

当社グループでは、取引関係の維持・発展(金融取引を含みます)等を目的として、必要に応じ事業会社にて株式を保有しております(関連会社や新規事業開拓目的のものを除き、2018年9月末現在18銘柄、簿価441百万円、連結総資産の0.16%)。保有にあたっては、取引関係の発展性等に資するか、また取引状況、株価動向、配当等から当社資本コストに見合ったリターンを上げられているかを判断基準とし、保有状況については、定期的に事業会社より報告をする体制をとっております。その結果、所期の目的や保有意義が希薄化した、もしくは保有継続がコストに見合わない判断した場合は売却を行なっていくこととしております(今期に入り1銘柄売却)。また、保有先の株主総会議案に対しては全ての議案に対して議決権を行使することとし、議決権行使にあたっては、取引関係に支障をきたす恐れがないか、当該会社の健全な経営に資するものか、当該会社の業績やリターンを検討して当社の企業価値向上に資するものかを基準にその賛否を個別に判断しております。

##### [原則1-7]関連当事者間の取引

関係当事者との取引を行う場合は、会社法や取締役会規程の定めに従い、関係取締役を除外した上で取締役会の承認を得ることとしており、その審議に際しては、取引の合理性や取引条件の妥当性について慎重に審議することとしております。

##### [原則2-6]アセットオーナー

当社グループは、受益者への年金給付を将来に亘り確実に行うため、リスクを勘案しつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に各事業会社で制度運営を行っております。退職給付制度運営管理に関する検討・諮問機関として、財務、経理、人事の役職員で構成される年金運営委員会を設置しております。委員会では運用委託先に対して運用の目標が十分達成できているか、必要に応じた資産構成の見直しが行われているか、利益相反が適切に管理されているか等についてモニタリングを行っております。また、当社グループの運用委託先は全て日本版スチュワードシップ・コードを受け入れております。運用委託先に対してスタンスに変化がないかを確認の上、建設的な対話を通じ、スチュワードシップ活動をモニタリングしております。当社グループでは、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、各種研修への参加等により人材育成を図っております。

##### [原則3-1]情報開示の充実

(i)当社グループは、会社の存在意義であるミッション、中期的な企業のあるべき姿であるビジョン、当社グループの行動の価値観としてのバリューを策定し、これを当社ホームページ上に掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

経営理念:<http://www.macfehd.co.jp/company/mfway.html>

また当社は、2018年までの中期計画を策定・公表しておりますので、ご参照ください。次期中期計画につきましては現在策定中であり、まとも次第公表を予定しております。

中期計画:<http://www.macfehd.co.jp/ir/ja/management/plan.html>

(ii)当社グループは、当社がグループ全体のコーポレートガバナンス、経営の基本方針とそれに基づく戦略の立案を担いグループの事業会社これがこれを執行しております。グループとしてお客様、株主、従業員等のステークホルダーからの負託に応え持続的な成長・企業価値の向上を実現するために、経営の監督により透明性・公平性の確保を担保しつつ迅速果敢な意思決定と業務執行を行うこととしており、その基本的な考え方は企業行動憲章に定めこれを公表しております。

(iii)取締役の報酬につきましては、上述の経営陣の報酬とインセンティブをご参照ください。

(iv)経営陣の選解任にあたっては次の通りであります。

取締役候補者につきましては、企業価値の向上を可能とする知見及び実績を有することを選任方針とし、取締役会において審議の上、決定しております。監査役候補者につきましては、監査役として必要な能力及び見識を有することを選任方針とし、監査役会の同意を得て、取締役会において審議の上、決定しております。また、解任の手続きは、今般設置した指名・報酬諮問委員会の助言も踏まえ、任務遂行に困難な状況が生じた場合には、取締役会において総合的に判断した上で解任することとします。

(v)現在の取締役・監査役の指名の理由などについては、次の通りであります。

取締役・監査役のうち社内役員の選任にあたっては、事業会社での実績・見識などを総合的に判断しております。取締役の選任理由につきましては

は株主総会招集通知の議案に記載いたします。社外取締役・社外監査役の選任理由につきましては、本報告書II.1.【取締役関係】【監査役関係】に記載の「選任の理由」の欄をご参照ください。

#### [補充原則4-1-1]取締役会付議基準

当社グループは取締役会で経営理念及経営計画を策定、決定し、執行は当社並びに各事業会社の経営陣に委任する体制となっております。一方でグループ最適の観点からの調整は当社で行い、これを取締役会で報告することとしております。

#### [補充原則4-1-3]後継者の計画

企業としての競争力強化の観点から、取締役会において、今後のビジネス環境を見据えた中、外部コンサルティング会社の知見も参考にした後継者人材要件の議論を手始めに、総合的な後継者計画の議論を開始いたしました。さらに取締役会への諮問機関として指名・報酬諮問委員会の設置を行ない、この委員会の諮問を踏まえて、後継者計画の議論を一層深めるべく計画的に進めております。

#### [原則4-9]独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立性判断基準は会社法の定める社外取締役の要件及び東証が定める独立性基準を満たす者としております。当社及びグループ事業会社を主要取引先とする者及びその業務執行者、当社から多額の報酬を得ているコンサルタント等及びその団体に所属する者、前記に該当する者の近親者等を除くこととしております。

#### [補充原則4-10-1]任意の指名・報酬委員会の設置

取締役会への諮問機関として、独立性・客観性・透明性の高い手続・審議を重視する観点から、社外取締役2名と非業務執行役員1名を委員とする指名・報酬諮問委員会の設置を行い、代表取締役社長の選任、各取締役の報酬(株式報酬も含む)につき、取締役会に諮問する体制を構築いたしました。

#### [補充原則4-11-1]取締役の選任に関する方針・手続き

(i) 当社はその事業規模から取締役の定員を15名と定めております。社内取締役候補者の決定にあたっては、専門分野、経験等が異なる取締役で構成し、取締役会全体として経営の監督が網羅的に行える体制としております。社外取締役についても、当社とは異なるバックグラウンドを持ち、その経験・知見が経営の監督に資する人選をいたしております。

(ii) 取締役会のジェンダー性や多様性にはまだ改善の余地があると考えております。多様性を意識した上での人材発掘を今後とも心がけてまいります。

#### [補充原則4-11-2]取締役・監査役の兼任状況

社外監査役以外の役員については、他の上場会社との兼任はありません。取締役・監査役の兼任状況については、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

#### [補充原則4-11-3]取締役会全体の評価

全ての取締役及び監査役に対してアンケート形式による自己評価を年1回実施しております。大項目は、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会での審議、取締役会の議案の4項目となっております。このアンケートの集計結果を元に取締役会で議論を行いました。その結果、4項目とも改善の余地はあるものの適切と判断され、全体として取締役会の実効性は確保できていると判断しております。今後に向けては、長期戦略、新中期計画の策定、今般の改訂を含むコーポレートガバナンス・コードへの対応強化につき、さらなる議論が必要であることが課題として確認されました。

#### [補充原則4-14-2]取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、特に新任の社外取締役・社外監査役に対し、当社に関する知識の習得を目的に、当社の事業所等の見学や業務に関する情報提供等を実施しております。また、社外を含む全ての取締役・監査役に対して、必要に応じてセミナー等を開催するとともに外部講習会への参加等を奨励しております。

#### [原則5-1]株主との建設的な対話に関する方針

(i) 当社では経営企画部がIRを担当し、経営企画部所管役員がその統括を行っております。

(ii) 対話を充実させるために経営企画IR担当者を事務局として企画担当、経理担当、法務担当部門が綿密に情報交換するとともに必要な資料を取り揃えております。

(iii) 半期に1度、決算説明会を実施し、社長も出席し業績に対する説明その他と質疑応答を行っております。第1四半期及び第3四半期には、スモールグループミーティングを開催しております。また、株主総会開催後の時間を活用して、株主懇談会を開催し広く一般株主との対話機会を設けております。

(iv) 当社経営会議で投資家からの意見等のフィードバックが行われ、意見に対する対応を検討協議しております。

(v) インサイダー情報については適切に管理し、IR担当役員やIR担当者のみならず投資家との対話に臨む役員(社長を含む)についても、情報管理の重要性を認識し投資家との対話を円滑に進めるように努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
神山 治貴	8,000,075	12.74
(一財)神山財団	5,000,000	7.96
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	3,809,200	6.06
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,791,100	4.44

GOLDMAN, SACHS & CO.REG(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	2,325,784	3.70
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	1,215,600	1.93
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT(常任代理人 (株)みずほ銀行)	1,090,600	1.73
(有)ケイ・アイ・シー	1,049,000	1.67
神山 裕子	1,000,250	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	844,800	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成30年5月21日及び平成30年7月25日付で変更報告書が提出されております。  
・株式会社みずほ銀行及びその共同保有者から平成30年8月22日付で大量保有報告書及び平成30年10月5日付で変更報告書が提出されております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
寺田 豊計	他の会社の出身者													
木下 仁	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺田 豊計		A2O株式会社代表取締役社長	同氏はベンチャー事業開発に関する豊富な知識・経験を有し、また企業経営においても幅広い知見を備えているため、今後の事業戦略並びに経営全般における有効な助言を期待し、当社の社外取締役に相応しいと判断いたしました。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることが無いとの判断から独立役員に選任しております

木下 仁	株式会社アールワークス取締役相談役 株式会社システムコンサルタント代表取締役社長	同氏はITに関する豊富な知識・経験と専門性を有しているため、今後の事業並びに戦略策定等における有効な助言を期待し、当社の社外取締役に相応しいと判断致しました。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることが無いとの判断から独立役員に選任しております
------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との緊密な連携を目的に、会計監査人から監査手続きとその実施結果についての定期的な報告会や意見交換会を実施しております。また、必要に応じて内部統制等に係る現状や課題を協議し、監査の有効性と効率性を高めることに努めております。

監査役は内部監査部門が実施した内部監査結果について監査役会において概要の報告を受け、定期的に意見交換会を実施する等の連携を図っております。また、各々が実施した監査結果の情報を共有することにより、課題の審議、検証等を通して監査の充実と効率の向上に努めてまいります。また、常勤監査役は内部監査室より内部監査報告書の写しの提出を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
朝日 義明	他の会社の出身者													
三村 藤明	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

朝日 義明	日本エス・エイチ・エル株式会社社外取締役 スマートソーラー株式会社社外監査役	同氏は企業経営に関する豊富な知識・経験と幅広い知見を有しているため、経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることがないとの判断から、当社独立役員に選任しております。
三村 藤明	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 富士製薬工業株式会社社外監査役	同氏は弁護士として企業法務等豊富な知識と経験を有しており、コンプライアンスの観点から適切な監査を期待し、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることがないとの判断から、当社独立役員に選任しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

特記事項はありません。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社は共同株式移転に際して、株式会社マクニカが実施していた第2回新株予約権に代わり、会社設立日に当社第1回新株予約権を発行いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

会社設立時に発行した当社第1回新株予約権は、全量が権利行使されております。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び監査役等の報酬等の総額を平成28年6月28日に開催した第1回定時株主総会で決定しております。取締役の報酬等の総額は年額600万円以内(うち社外取締役分、年額50万円以内)、監査役等の報酬等の総額は年額70万円以内と定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、各取締役の職責及び業績等を考慮して決定するものとします。その決定方法は、株主総会において決議された報酬等の総額の範囲内において、取締役の個別の報酬は取締役会での協議に基づき代表取締役が決定いたします。また、監査役等の個別の報酬は、監査役会で協議のうえ決定いたします。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会その他の会議のスケジュール並びに重要事項の連絡などについては、社長室が窓口となりサポートを行っております。また、社外取締役からの要求資料や監査役監査に必要となる社内資料の収集等は各関連部門が連携の上サポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役設置会社制度を採用している当社においては、経営の透明性の向上と経営監督機能の強化を図るため、定例取締役会を毎月開催し、取締役会において経営方針や経営戦略の策定のほか、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等を行っております。当社の基本的な経営管理組織としては、取締役会、グループ経営会議、監査役及び監査役会であります。

### 1. 取締役会

当社の取締役会は2名の社外取締役と(株)マクニカ及び富士エレクトロニクス(株)の取締役を兼務する取締役8名の合計10名で構成されております。取締役会は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、当社経営上の重要事項及びグループ経営上の基本的事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行について監督を行い、原則として毎月1回開催されております。

### 2. グループ経営会議

当社グループにおける業務執行に関する事項については、取締役会の他、グループ経営会議において方針を決定しております。グループ経営会議は取締役、監査役、指名を受けた部長で構成されており、懸案事項の意見交換、情報の共有化、コンプライアンスの徹底等を推進するとともに、個別経営課題の分析並びにこれに基づく対応策を協議しております。

### 3. 監査役及び監査役会

当社の監査役は、3名で構成(うち2名は社外監査役)され、取締役会その他重要会議への出席、各部門長からの報告等により、取締役の業務執行状況について監査しております。監査役会は、法令、定款及び監査役会規程等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。監査の実施内容については、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認等を行っております。

社外監査役につきましては、経営陣・主要株主・主要取引先から独立した立場にある、会社と利害関係がない、見識・知識が高い有識者を選任し、客観的な意見を取り入れることにより、経営の健全化の維持・強化を図っております。また、監査役会に対して業務執行状況を報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監査機能を果たせる仕組みを構築することにより、監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監査機能の強化を図る仕組みを構築しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役就任により、経営監視機能及び業務執行の客観性及び中立性を確保するとともに、社外監査役2名を含む監査役会が取締役及び取締役会に対する監督機能を果たしております。このことにより、十分に経営の適正性が保たれるものと判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまの十分な検討期間を確保するため、株主総会開催日の3週間前を目処に発送するよう努めております。また、発送に先立って、東証及び当社ホームページにおいて、発送前開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまに出席していただけるよう、集中日を回避した開催日設定を行うことを基本としております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆さまの議案検討時間の確保と議決権行使の円滑化を図るため、インターネットによる議決権行使を取り入れております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使環境向上のために、議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会では、株主の皆さまの理解をより深めていただくために、ナレーションを使用した事業報告や、グラフ等を用いた資料のプロジェクター投影等分かりやすい説明を心がけております。また、株主総会後には株主懇談会を開催し、当社役員と直接コミュニケーションをとっていただく機会を設けております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて「情報開示方針」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表の同日に決算説明会、第1・第3四半期決算発表時にはスモールグループミーティングを開催しております。また、四半期決算毎にアナリスト・機関投資家の要望に応じ個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算短信、決算説明会資料、株主総会招集通知、有価証券報告書、株主通信、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部をIR業務の担当としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動憲章」にて、顧客や従業員をはじめとするステークホルダーに対し、その立場を尊重する旨を規定し、当社ホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、子会社において認証取得しているISO14001規格に基づく環境マネジメントの運用により、環境保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動憲章」にて、自らの活動を積極的かつ公正に開示を行う旨を規定しております。また、「情報開示方針」にて、情報開示に係る基本方針、開示方法について定めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において決議した内部統制システムに関する基本方針に基づいて内部統制システムの強化・徹底を図ってまいります。取締役会において決議した会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に基づく内部統制システム整備の基本方針は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)法令等の遵守が企業活動の前提であるとの認識のもと、取締役は当社並びに当社グループ全般の法令遵守の徹底に率先して努める。取締役は、「取締役会規程」その他の関連規則に基づき月1回定例開催される取締役会に出席し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
  - (2)コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を定める。社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じ、各担当部署にて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。実施にあたってはコンプライアンス部を所管部署とする。
  - (3)反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、グループ全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不正、不当な要求に応じない旨を徹底する。
  - (4)財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
  - (5)内部監査を担当する内部監査室は、法令等の遵守状況を監査し、社長並びに必要に応じて取締役会または監査役に報告する。
  - (6)当社並びに当社グループ各社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報制度を設置・運営する。その運営についてはコンプライアンス部がモニタリングする。
  - (7)監査役は当社並びに当社グループの法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を取締役に求めることができる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、一定期間は閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1)リスク管理体制を確立するため、「リスクマネジメント規程」を定めるとともに、各種のリスクの予防を行なうコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理の推進状況の把握と必要施策の立案などを行い、定期的に取締役会、グループ経営会議に報告する。
  - (2)リスク発生の際の対策本部設置・情報管理等迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、二次損害の拡大、再発の防止を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)取締役会は、月1回の定例開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また事前にグループ経営会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
  - (2)取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分担規程」及び「職務権限規程」等に基づき、役割分担や指揮命令関係等を通じて職務の効率的な遂行を図る。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1)グループ経営理念をグループ会社全てに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。重要事項については、直接出資会社との間で締結する経営管理契約に基づき、重要事項について当社の承認または当社への報告を求めることで当社が適切に経営管理を行う。
  - (2)「グループ会社管理規程」に基づき、グループ各社の管理並びに必要に応じてモニタリングを行なう。
  - (3)当社の取締役は、グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
  - (4)内部監査室は「内部監査規程」に基づき、グループ各社にも必要に応じて内部監査を実施する。グループ各社が実施した内部監査については、当該報告書の写しの提出を受けモニタリングを行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1)監査役から求めがある場合、当社使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の人事考課は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立性を確保する。
  - (2)当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1)取締役及び使用人は、監査役の求めにより、当社並びに当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。内部監査室の行った内部監査結果や「公益通報者保護規程」に基づく通報状況について、監査役に報告する。
  - (2)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
  - (3)取締役及び使用人等が監査役に報告を行った場合、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。
8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1)監査役が当社並びに当社グループの業務及び財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査室から内部監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査室に対して調査を求めることができる。監査役は内部監査室との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。
  - (2)代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、当社並びに当社グループの対処すべき課題などにつき意見交換を行い顧問弁護士等との連携を図れるよう協力する。
  - (3)監査役は職務を執行する上で必要な費用は、請求により会社は速やかに支払う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力及び団体に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と積極的に連携を図り、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

反社会的勢力及び団体とは断固として対決するものとし、従業員に周知させるとともに、コンプライアンス部を担当部署として情報収集にも努めてまいります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスを高い水準に保つことが、株主・取引先等から信頼され、ひいては企業価値の向上に資するものであると認識しております。そのような観点から、当社ではコーポレート・ガバナンスの更なる充実に向け、内部統制システムの強化に取り組み、適時適切な情報開示に努めることにより経営の透明性を一層高めてまいり所存であります。

なお、当社の会社情報の適時開示体制については、次のとおりです。

【適時開示体制の整備及び運用状況】

#### 1. 適時開示体制の整備に向けた取り組み

当社は、会社情報の適時開示体制の充実にコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけており、投資者の投資判断に重要であると認められるものに対しては、迅速かつ適正に開示します。また、適正に開示された会社情報は、当社ホームページにおいて、その内容を開示します。

情報の取り扱いについては、「情報取扱規程」によりルール化し、重要事実が発生した場合の問い合わせ窓口(適時開示担当部署)を一元化し、各部門の役割と責任を明確化します。収集した情報は、随時、情報取扱責任者に集め、公表すべき情報は、証券取引所の定める会社情報適時開示規則に基づいて、適時に公表いたします。

#### 2. 適時開示担当部署

経営企画部

#### 3. 適時開示に係る社内手続き

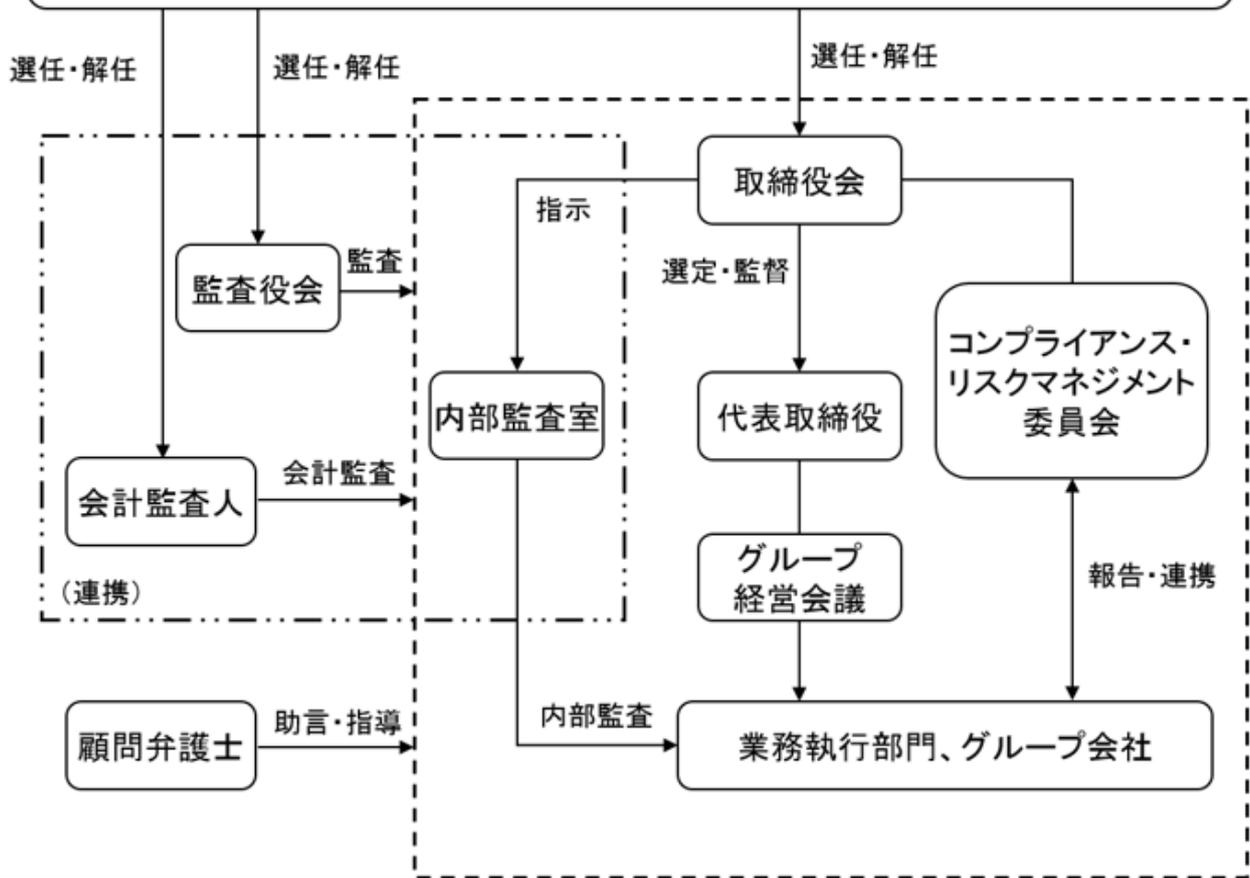
(1) 当社グループの重要な会社情報は、グループ経営会議(議長:代表取締役社長)に議案として報告され、内容及び適時開示の必要性の有無等を審議します。報告された重要な会社情報のうち、取締役会の決定を必要とされる事項については取締役会に上程するものとします。

(2) 経営企画部は、決定事実のほか発生事実の把握に努めると共に、適時開示すべき情報への適合の有無を関係者と協議するものとします。

(3) 適時開示すべき情報に該当する会社情報は、金融商品取引法、同法の政府令及び会社情報適時開示規則等に従い、情報取扱責任者の指示に基づき経営企画部より適切な時期に公表いたします。

(4) 各四半期及び通期決算短信の決算情報については、経営企画部が社内関係部門との協力体制のもと、発表の早期化に努めてまいります。

# 株主総会



### 適時開示体制の概要(模式図)

